

議案第 31 号

前橋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める
条例の改正について

令和 5 年 3 月 2 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める
条例の一部を改正する条例

前橋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成 30 年前橋市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 4 項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第 9 条中第 11 項を第 13 項とし、第 8 項から第 10 項までを 2 項ずつ繰り下げ、第 7 項の次に次の 2 項を加える。

8 認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。

9 認定こども園は、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより 1 つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（子どもの自動車からの降車の際に限る。）を行わなければならない。

附則第 3 項中「及び第 6 項」を「及び第 7 項」に、「附則第 6 項」を「附則第 7 項」に改める。

附則第 4 項中「附則第 6 項」を「附則第 7 項」に改める。

附則第 6 項の表に次のように加える。

附則第 6 項	第 4 条第 1 項の規定により認定 こども園に置かなければなら ない保育士の資格を有する者	看護師等
---------	--	------

附則中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

- 6 第 4 条第 1 項の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1 人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満 1 歳未満の子どもの数が 4 人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）において、改正後の第 9 条第 9 項に規定する自動車を運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、令和 6 年 3 月 31 日までの間、当該自動車にブザー等を備えて同条第 8 項に定める子どもの所在の確認を行うことを要しない。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。